

# 令和8・9年度 宮島ボートレース企業団競争入札参加資格審査申請の手引き (建設工事)

宮島ボートレース企業団が発注する建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする事業者は、この手引きを確認の上、書類を提出してください。

## 1 提出書類の受付期間、申請方法等

### (1) 受付期間及び受付時間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月27日（金）まで（必着）  
午前9時から午後5時30分まで

### (2) 申請方法

郵送、宅配便又は持参

※ 持参の場合の留意事項

閉庁日は不可（別表のとおり。）

提出書類の受領のみとし、その場での審査は行いません。

提出書類に不備・不足がある場合は連絡しますので、期限までに送付又は持参してください。

### (3) 提出部数

1部

ア A4版フラットファイル

提出書類をA4版フラットファイル（A4-S。色指定なし。背表紙に商号又は名称を記入）にとじたもの

イ 返信用封筒（希望する場合のみ）

第6項の表に掲げる提出書類のうち、競争入札参加資格審査申請提出書類一覧（受付票）の写し（第4項において「受付票の写し」という。）の送付を希望する場合は、いずれの申請方法においても、宛先を明記し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を添付してください。

### (4) 提出先及び問合せ先

宮島ボートレース企業団 経営管理課 財務経営係

〒739-0411 広島県廿日市市宮島口一丁目15番60号

電話 0829-56-5563

## 2 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事にあっては土木一式工事、法面処

理工事にあってはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事にあっては鋼構造物工事とする。以下この項において同じ。)について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可を受けていない者

- (4) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者
- (5) 経営事項審査において、申請しようとする業種について工事種類別年間平均完成工事高(プレストレストコンクリート工事にあっては土木一式工事、法面処理工事にあってはとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事にあっては鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高)がない者
- (6) 次のいずれかに該当するため、宮島ボートレース企業団の入札参加資格の取消しをされた者のうち、入札参加資格審査の申請日において当該取消しをされた日から3年を経過しないもの
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - ウ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - キ アからカまでのいずれかに該当し、競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市又は大竹市に納付すべき市税の滞納がある者
- (8) 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (9) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は宮島ボートレース企業団の入札参加資格の取消しをされた者のうち、入札参加資格審査の申請日において当該処分等の日から3年を経過しているものを除く。
- (10) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (11) 次に掲げる届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)
  - ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (12) 申請しようとする業種について、申請日時点において、既に令和8・9年度の入札参加資格の認定を受けている者
- (13) 申請しようとする業種について、令和8・9年度に入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者(許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が、許可を再取得

した場合を除く。)

### 3 経営事項審査の総合評定値通知書

この申請で使用できる経営事項審査の総合評定値通知書は、入札参加資格審査の申請日の1年7か月前の日以降に審査基準日が到来した最新のものである必要があります。

また、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※ 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

#### (1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

#### (2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

### 4 入札参加資格の通知等

#### (1) 入札参加資格の通知

入札参加資格の通知は、提出書類の受付完了又は受付票の写しの送付をもってこれに代えるものとします。

#### (2) 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとします。ただし、有効期間経過後においても、定期申請に係る次期入札参加資格の有効期間の開始日前の日までは、有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は、失効します。

### 5 入札参加資格の取消し

(1) 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかったことが判明した場合には、認定した入札参加資格を取り消すことがあります。

(2) 入札参加資格の取消しを受けた者は、令和8年度及び令和9年度において再び入札参加資格の審査に係る申請を行うことはできません。また、令和10年度以降においても、その取消しの日から3年を経過する日までは、入札参加資格の審査に係る申請を行い、入札参加資格の認定を受けることはできません（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が、許可を再取得した場合を除く。）。

### 6 提出書類

提出書類は、次の表のとおりとします。入札参加資格審査の申請日を基準日として作成してください。

様式が定められているものは、所定の様式により提出してください。

番号	提出書類	様式	備考
1	<b>競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>商号又は名称等を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入してください。</li> </ul>	様式第1号	必須
2	<b>経営事項審査の総合評定値通知書の写し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し</li> <li>総合評定値の記載があるもの</li> <li>第3項（経営事項審査の総合評定値通知書）に規定する条件を満たしたもの</li> </ul>		必須
3	<b>一般競争(指名競争)参加資格審査申請書</b>	共通様式	必須
4	<b>競争参加資格希望工種表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>希望する業種以外の完成工事高は、その他に一括して計上してください。</li> <li>希望する業種に係る希望工種区分の「01」の欄に○印を記入してください。</li> </ul>	共通様式	必須
5	<b>営業所一覧表</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本社（店）から受任する支店等営業所の状況について記入してください。</li> <li>この表に定める委任状を提出する場合のみ提出してください。</li> </ul>	共通様式	
6	<b>誓約書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出してください（写し不可）。</li> <li>実印を押印してください。</li> </ul>	様式第2号	必須
7	<b>委任状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出してください（写し不可）。</li> <li>本店の代表者から、営業所等の長に対し宮島ボートレース企業団を相手方とする入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出してください。</li> <li>委任先は、1か所のみとします。また、委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできません。</li> </ul>	様式第3号 ※任意様式可	
8	<b>専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可を有し、この表に定める委任状を提出する場合のみ、受任者の資格確認のため、受任者の所属する営業所等について、建設業許可申請書又は変更届出書に添付した、専任技術者証明書（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表（建設業法施行規則別記様式第1号別紙4）の写し（受任者の所属する営業所等の専任技術者が記載されたもの）を提出してください。</li> </ul>		
9	<b>技術職員名簿</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書きで加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたものでも可</li> </ul>		必須
10	<b>登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行から3か月以内のもの（写し可）</li> <li>法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」）</li> <li>個人…本籍地のある市区町村が発行した身分証明書</li> </ul>		必須
	<b>使用印鑑届</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>原本を提出してください（写し不可）。</li> <li>この表に定める委任状を提出する場合は、次に記載する事項にかかわらず、必ず提出し</li> </ul>		

	てください。		
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの なお、実印と使用印とが同一の場合は、提出不要です。</li> <li>使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印としてください。</li> </ul>	様式第4号 ※任意様式可	
12	<b>印鑑証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行から3か月以内のもの</li> <li>原本を提出してください（写し不可）。</li> <li>法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書</li> <li>個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書</li> </ul>	必須	
13	<b>建設業許可申請書の写し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新手続中の場合のみ提出してください。</li> <li>直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別紙二(2)）の写し</li> </ul>		
14	<b>廿日市市又は大竹市発行の滞納がない証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行から3か月以内のもの（写し可）</li> <li>市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの</li> <li>廿日市市又は大竹市に納税義務がある場合のみ提出してください。</li> </ul>		
15	<b>消費税及び地方消費税の納税証明書</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発行から3か月以内のもの（写し可）</li> <li>未納の税額がないことを証明したもの</li> <li>課税されていない場合においても提出してください。</li> <li>法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3又はその3の3による納税証明書</li> <li>個人…本人住所地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3又はその3の2による納税証明書</li> </ul>	必須	

## 7 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

## 8 申請事項の変更の届出

書類の提出後、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」（国土交通省の様式）又は変更した事項を記載したもの（任意の様式）を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店の所在地
- (3) 営業所等の名称
- (4) 営業所等の所在地
- (5) 本店又は営業所等の電話番号等
- (6) 登録の更新、変更、廃業等
- (7) 代表者

- (8) 受任者
- (9) 契約権限等の委任を伴う営業所等の新設
- (10) 実印
- (11) 契約印（使用印）
- (12) 経営事項審査結果通知書等
- (13) 営業所専任技術者

## 9 その他

- (1) 業種によっては、有効期間中入札が全くない場合もあります。
- (2) 入札において必ず指名されるとは限りません。

別表

開庁日:○ 閉庁日:×

令和8年1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1 —	2 —	3 —
4 —	5	6	7	8 —	9 ○	10 ○
11 ○	12	13 ○	14 ×	15 ○	16 ×	17 ×
18 ×	19 ○	20 ○	21 ○	22 ○	23 ○	24 ○
25 ○	26 ×	27 ○	28 ×	29 ×	30 ○	31 ×

令和8年2月						
日	月	火	水	木	金	土
1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 ○
8 ○	9 ×	10 ×	11 ×	12 ○	13 ○	14 ○
15 ○	16 ○	17 ○	18 ×	19 ×	20 ○	21 ○
22 ○	23 ○	24 ○	25 ○	26 ×	27 ○	28 ×

備考 平日に閉庁日があるため、注意してください。